

令和7年度（2025年4月～2026年3月）

幼稚園・こども園 利用案内



1号認定児用



【利用申込受付期間】

◇令和7年4月1日入園

令和6年10月1日(火)～10月31日(木)

受付終了後も随時受付しますが、定員により希望の園に入園できない場合もあります。

◇令和7年5月以降 年度途中入園

随時受付 定員により希望の園に入園できない場合もあります。

【受付場所】

入園を希望する幼稚園又はこども園



この利用案内には、幼稚園・こども園(教育利用)の入園申込に関する手続きや必要な書類など事前に確認していただきたいことが記載されていますので入園申込をする前によくお読みください。

利用申込後も令和7年度中はお手元で保管してください。

--- 浅口市教育委員会事務局保育未来課 ---
〒719-0243 浅口市鴨方町鴨方2244番地2
(浅口市中央公民館内)

電話 0865-44-7011

FAX 0865-44-7602

目 次

- (1)幼稚園やこども園を利用するためには・・・・・・・・・・ P.2～3
- (2)市内で利用できる幼稚園・こども園について・・・・・・・・ P.3～4
- (3)申込から利用までの流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.5
- (4)入園申込の手続きについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.6
- (5)保育料・給食費等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.6～9
- (6)その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.9～10
- (7)浅口市内幼稚園・こども園位置図・・・・・・・・・・ P.12
- (8)幼稚園・こども園(1号認定)施設情報・・・・・・・・・・ P.13～21
- (9)各種様式記入例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 巻末



(1) 幼稚園やこども園を利用するためには

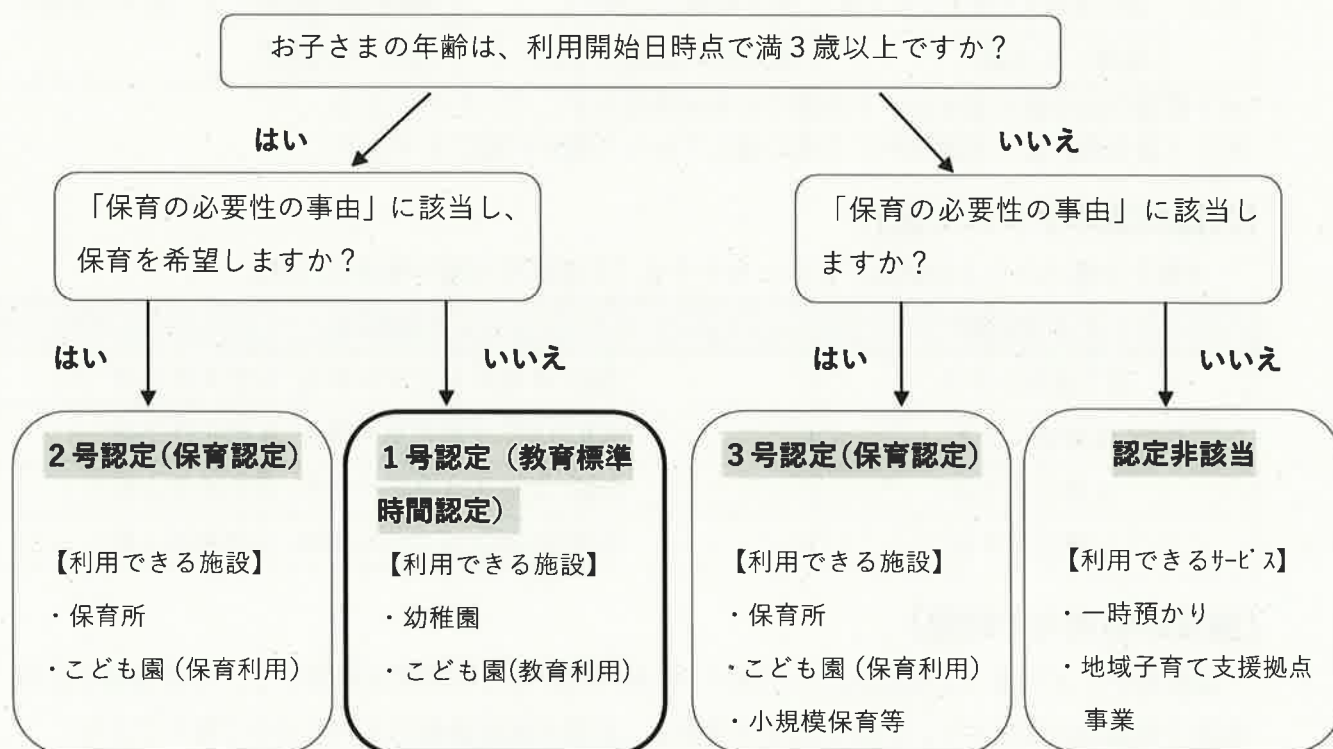
保育所や施設型給付の対象となる幼稚園、こども園等の利用を希望する場合は、保護者は市へ「教育・保育給付認定」の申請を行います。

1. 教育・保育給付認定の区分

教育・保育給付認定には、次の3つの区分があり区分に応じて施設などの利用先が決まります。

認定区分	年齢 (R7.4.1 時点)	認定内容	利用できる施設（市内）
1号認定 (教育認定)	満3歳以上	幼稚園・こども園において、教育を希望する場合	・幼稚園 ・こども園（教育利用）
2号認定 (保育認定)		「保育の必要性の事由」に該当し、 保育を希望する場合	・保育所 ・こども園（保育利用）
3号認定 (保育認定)	満3歳未満		・保育所 ・こども園（保育利用） ・小規模保育施設

【参考：教育・保育給付認定フロー図】



※年度途中で満3歳を迎えて、1号認定（教育標準時間認定）で利用できる市内の施設は、私立の認定こども園（金光学園こども園、浅口はちまん認定こども園、聖華こども園）のみとなります。詳細はP.3をご覧ください。

2. 保育の必要性の事由（保育所・こども園（保育利用）を利用する場合）

保育所やこども園で保育を利用するためには、保育認定を受けることが必要です（2号・3号認定のみ）。保護者（父母等）が就労などにより児童を保育することができない場合に認定が受けられます。いずれの事由にも該当しない場合は、認定申請を却下することになります。詳細は、「保育所・こども園利用案内（2号・3号認定児用）」に記載しています。

（2）市内で利用できる幼稚園・こども園について

幼稚園・こども園（1号認定）は、小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う施設で、市内に8園あります。

【市内の幼稚園・こども園】

公私	園名	所在地	電話	対象クラス年齢
公立	金光幼稚園	金光町占見新田 288-1	0865-42-3016	3～5歳児
	鴨方東幼稚園	鴨方町鴨方 141	0865-44-3435	
	鴨方西幼稚園	鴨方町小坂東 2207	0865-44-3650	
	六条院こども園	鴨方町六条院中 2072	0865-44-2376	
	寄島こども園	寄島町 16089-4	0865-54-3925	
私立	金光学園こども園	金光町大谷 499-1	0865-42-2107	満3～5歳児
	浅口はちまん認定こども園	鴨方町鴨方 1540-1	0865-54-0200	
	聖華こども園	鴨方町六条院中 2347-1	0865-45-8400	

※1 通園区域はありません。どの園でも利用申込みをしていただけます。

※2 「満3歳」は、年度途中に3歳に達してから入園が可能となります。

【入園対象のクラス年齢】

令和7年度のクラス年齢は、次のとおりです（年度途中入園の場合も同様）。

クラス年齢	生年月日
満3歳児クラス	令和 4年4月2日～令和 5年4月1日
3歳児クラス	令和 3年4月2日～令和 4年4月1日
4歳児クラス	令和 2年4月2日～令和 3年4月1日
5歳児クラス	平成 31年4月2日～令和 2年4月1日

【施設の利用可能時間】

幼稚園やこども園（1号認定）を利用できる時間は、1日4時間を標準とし、年間39週以上の範囲で各施設が定めます。利用できる時間等は、各園の施設情報(P.13～21)をご覧ください。

	7:45	8:30	14:00	18:00
(例)	預かり保育	教育時間（1号認定の利用時間）	預かり保育	

「幼稚園」って、どんなところ？

幼稚園は学校教育法に基づく「学校」です。

幼稚園は遊びを大切に、教育を行っています。

幼稚園の「遊び」と小学校の「国語」や「算数」などは、一見何のつながりもないように見えるかもしれません。

しかし、子どもは、幼稚園で様々な遊びを通して、うまく人と関わることができるようになったり、言葉が豊かになったり、自然の美しさや不思議さなどに気付いたりすることで、小学校以降の学習の基盤をつくっています。

金光幼稚園・鴨方東幼稚園・鴨方西幼稚園は3歳児以上の教育標準時間の利用（1号認定）のみになります。

「認定こども園」って、どんなところ？

認定こども園は、教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設です。

- ・ 3歳以上の子どもには…幼児教育を提供し、保育の必要な子どもには保護者に代わって保育も提供します。
幼児教育のみの利用（1号認定）と保育が必要な子ども（2号認定）の両方が在籍し、教育標準時間を一緒に過ごします。
- ・ 3歳未満の子どもには…保育の必要な子ども（3号認定）※に保護者に代わって保育を提供します。

※認定区分（1号認定・2号認定・3号認定）については、P.2の「1.教育・保育給付認定の区分」を参照してください。

(3) 申込から利用までの流れ

○教育利用（1号認定）のみ申込む場合

①申込に必要な書類を園に提出します。（10月）

②定員を超えた場合は、園が選定を行います。

③園によっては連絡会等があります。

④市から教育・保育給付認定決定通知書及び保育料決定通知書が送付されます。

⑤園と必要な手続きを経て入園となります。

○保育利用（2号認定）と併願する場合 2号認定と併願する旨、必ず園にお伝えください。

保護者の就労等により保育所やこども園の保育利用（2号認定）と併願される場合の流れは次のとおりです。※2号認定は、希望園を見学したうえで、③の申請をしてください。

①と②は「教育利用（1号認定）のみ申込む場合」の流れと同様です。

③2号認定として「教育・保育給付認定申請書」等の書類一式を市へ提出します。（11月上旬）

④市が2号認定の利用調整を行います。

1号認定での利用を選択する場合

⑤「教育利用（1号認定）のみ申込む場合」の流れ③～⑤と同様です。

2号認定での利用を選択する場合

⑤市から利用承諾書又は利用調整結果通知書（内定）、教育・保育給付認定決定通知書（2号認定）が送付されます。（1月下旬）
その際に、保育未来課（44-7011）へ1号認定の申請を取り下げる旨、お伝えください。

⑥園で入園説明会、健康診断、利用契約手続き等を経て、入園となります。保育料決定通知書は4月上旬に市から送付されます。

(4) 入園申込の手続きについて

○市内公立の幼稚園・こども園（1号認定）の利用を希望する方へ

1. 申込に必要な書類 ※申込書等の様式は市ホームページからダウンロードできます。

教育・保育給付認定申請及び利用申込みにあたっては、次の書類が必要となります。書類の記入例を本冊子巻末に掲載しています。

※①～⑤の書類は全員必要です。

- ① 入園願（各園所定のものを希望する園に提出します。申込み児童1人につき1枚必要です。）
- ② 教育・保育給付認定（現況）申請書兼利用申込書（申込み児童1人につき1枚必要です。）
- ③ 家庭状況確認書
- ④ 個人番号（マイナンバー）申告書（1世帯につき1枚必要です。）※封筒に入れて提出します。
- ⑤ 申請書類チェックシート
- ⑥ 食物アレルギー状況調査票（公立幼稚園・こども園の入園者のみ）
- ⑦ 給食費を決定するための書類

※該当する方のみ（「給食費の免除を決定するための書類について」P.8参照）

2. 受付期間 令和6年10月1日（火）～10月31日（木）

※受付終了後も随時受付しますが、定員により希望の園に入園できない場合もあります。

3. 受付場所 入園を希望する幼稚園又はこども園

○市内の私立こども園（1号認定）、市外の幼稚園やこども園の利用を希望する方へ

市内の私立こども園（1号認定）、市外の幼稚園やこども園（1号認定）の利用を希望する場合の提出方法・提出書類等については、直接各施設へお問い合わせください。

○浅口市へ転入予定の方へ

申込時点で市外にお住まいの場合も申込はできますが、公立園の場合は、入園日前日までに浅口市に居住（住民登録）していることが要件です。申請書の余白等に転入予定の住所を記載して提出してください。

(5) 保育料・給食費等について

1. 保育料について

満3～5歳児の幼稚園、認定こども園等を利用する児童の利用料は無償化されています。

2. 給食費について

市町村民税所得割77,101円未満の世帯と全ての世帯の第3子以降の児童については免除されます。免除に該当するのは、次ページの表の○の部分です。

市町村民税所得割額	第1子	第2子	第3子以降
77,101 円未満	○	○	○
77,101 円以上	×	×	○ (※1)

(※1) 国の示す第3子以降とは、3歳～小学3年生までの子で数えて第3子以降です。

浅口市では、同じ世帯であれば、年齢を問わず第3子以降を対象としています。

4月から8月までの給食費は令和6年度、9月から翌年3月までの給食費は令和7年度の市町村民税所得割額により決定します。なお、給食費算定の基礎となる税額は、住宅借入金等特別控除・寄付金控除・配当控除・外国税額控除等の適用を受ける前の額です。

令和7年4月から 8月分までの給食費	令和7年9月から 令和8年3月分までの給食費
前年度（令和6年度）の世帯の市町村民税額の合計により給食費の免除を決定	当該年度（令和7年度）の世帯の市町村民税額の合計により給食費の免除を決定

※給食費については、各施設により徴収方法が異なりますので、直接施設へお問合せください。

給食費免除の該当になった方には、「給食費徴収免除のお知らせ」を4月上旬にお送りします。お手元に保管しておいてください。9月から3月分までの給食費免除該当になった場合には、9月上旬に「給食費徴収免除のお知らせ」を送付します。免除の非該当になった場合も市から通知が送付されます。



○給食費の免除を決定するための書類について

給食費を算定する際に必要となります。以下をご確認のうえ、書類の提出が必要な場合は、両親（父母）ともに提出してください。父母の収入が少なく、祖父母等が生計を支えていると認められる場合は、祖父母等の市町村民税額も合算するため、祖父母等の書類の提出が必要な場合があります。

区分	保護者等の状況	必要な書類等
令和7年4月～8月利用開始の方	令和6年1月1日現在で浅口市へ住民登録されている方	書類の提出は不要です。
	令和6年1月2日以降に浅口市へ転入された方	○令和6年度市町村民税課税証明書（所得証明書） 令和6年1月1日に住民登録をしていた市町村で発行してください。 ※ <u>個人番号（マイナンバー）申告書を提出された方は不要です。</u>
	令和5年1月～12月の間、海外に住んでいた方	○令和5年中の「外国居住期間収入状況申告書」及び「外国居住期間給与証明書」
	未申告の方	○令和6年度市町村民税課税証明書（所得証明書） 令和6年1月1日に住民登録をしていた市町村で申告後、証明書を発行してください。
令和7年9月以降利用開始の方	令和7年1月1日現在で浅口市へ住民登録されている方	書類の提出は不要です。
	令和7年1月2日以降に浅口市へ転入された方	○令和7年度市町村民税課税証明書（所得証明書） 令和7年1月1日に住民登録をしていた市町村で発行してください。 ※ <u>個人番号（マイナンバー）申告書を提出された方は不要です。</u>
	令和6年1月～12月の間、海外に住んでいた方	○令和6年中の「外国居住期間収入状況申告書」及び「外国居住期間給与証明書」
	未申告の方	○令和7年度市町村民税課税証明書（所得証明書） 令和7年1月1日に住民登録をしていた市町村で申告後、証明書を発行してください。

○給食費免除を決定するために必要な書類の提出が無い場合や、未申告により税額が確認できない場合は、税額が確定するまでの間は免除対象外となります。

○上記以外でも世帯の状況によっては、他の書類の提出をお願いすることがあります。

○世帯の状況や課税状況に異動・変更があった場合は、年度途中でも給食費の免除判定が変更になることがあります。異動・変更があった場合は、保育未来課へ速やかに申し出てください。

○市町村民税課税証明書は、6月以降発行される場合が多いですが、市町村により異なりますので、1月1日に住民登録をしていた市町村に直接発行時期をご確認ください。

○8月に9月以降の給食費算定を行う為、該当の方は7月末までの提出をお願いします。

3. 上乗せ徴収・実費徴収について

園によっては教育の質の向上のために必要な費用の上乗せ徴収や、教材費・行事費などの実費徴収が必要な場合があります。施設情報（P.13～）で確認してください。なお、詳細については、各園にお問い合わせください。

（6）その他

1. 入園後の変更手続きについて

入園後に教育・保育給付認定の内容に変更があった場合は、園または保育未来課に速やかに変更申請書等を提出してください。

（例）

- ・住所の変更※¹
- ・世帯員の変更（保護者の離婚や婚姻）
- ・認定区分の変更（1号認定⇄2号認定）※²

※1 市外に転出するときは、引き続き同じ園に通う場合でも、転出先の市区町村で改めて申請が必要です。事前に保育未来課までお問い合わせください。

※2 2号認定を受けることができるにもかかわらず、保護者の希望により1号認定を受けてこども園に在園している場合、就労状況等の変化がないにもかかわらず、夏休みや冬休みなどの長期休業中のみ2号認定への変更を希望する場合など、客観的な必要性が認められない場合は教育・保育給付認定の変更はできません。

2. 用品等

入園先の園により異なります。各園で実施する連絡会後に準備を進めてください。

※途中入園の方は、入園前に直接園に確認を行ってから準備してください。

3. 幼稚園預かり保育のお知らせ ※幼稚園入園者が対象です。

浅口市立金光幼稚園・鴨方東幼稚園・鴨方西幼稚園では、保護者の就労等により家庭での保育が困難な在園児を対象に、幼稚園の教育時間の前後及び長期休業中等に預かり保育を実施しています。

就労時間等に合わせて、早朝保育（7:45～）や延長保育（～18:00）を利用することもでき、事前に保育の必要性の認定を受けると、利用料が無償化されます。詳細については、保育未来課へお問い合わせください。

※「保育の必要性の認定」を受けるためには、以下の申請書等の提出が必要になります。

申請書等は、保育未来課または、幼稚園でお受け取りください。

- ・子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書
- ・家庭状況申立書
- ・保育を必要とする理由に応じてそれを証明する書類(例:就労を理由とする場合は就労証明書等)

【保育の必要性の事由】

事由	保護者の状況
①就労	1か月に48時間以上（1日4時間×週3日×4週）労働していることを常態とする場合
②妊娠・出産	妊娠中であるか又は出産後間がない場合
③保護者の疾病・障害	保護者が疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有している場合
④同居親族等の介護・看護	同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む）を常時介護又は看護している場合
⑤災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっている場合
⑥求職活動（起業準備を含む）	求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っている場合
⑦就学	日中に、就学・技能修得等のため、保育することができない場合
⑧虐待・DV	児童虐待やDVのおそれがある場合
⑨育児休業	育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要である場合
⑩その他	その他、上記に類する状態として市が認める場合

4. 一時預かり事業（幼稚園型）のお知らせ ※こども園入園者が対象です。

公立・私立こども園では、教育時間後や長期休業日に一時的に家庭での保育が困難となる1号認定の在園児を対象に、「一時預かり事業（幼稚園型）」を実施しています。

一時預かり事業（幼稚園型）の実施内容は園により異なります。公立こども園については、保育未来課へ、私立こども園については、直接各園へお問い合わせください。

5. 保育所等における不適切な保育の相談窓口

保育所等の職員による不適切な保育に関する相談は、保育未来課にご連絡ください。

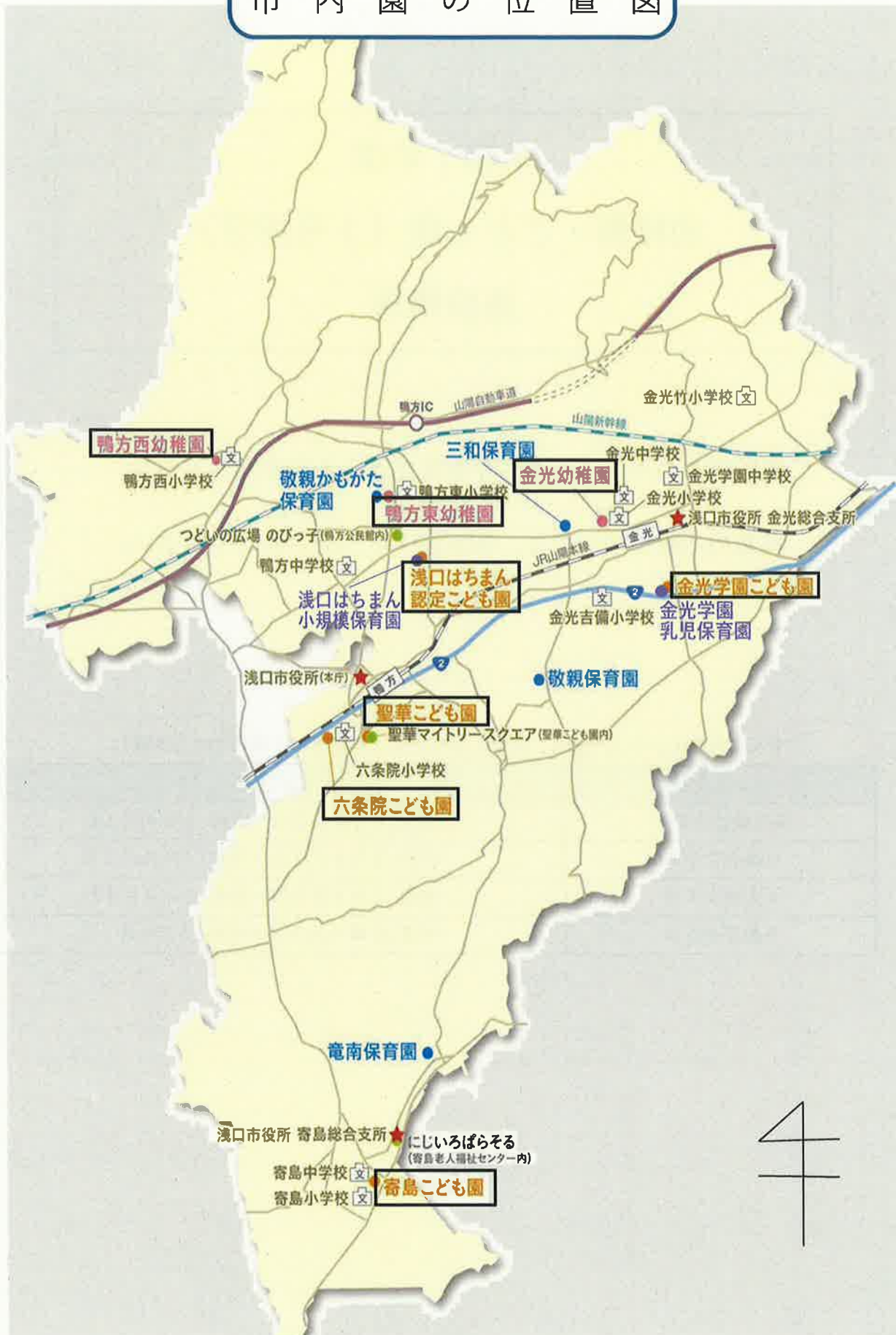
〈不適切な保育の行為の例〉

1. 子ども一人一人の人格を尊重しない関わり
2. 物事を強要するような関わり・脅迫的な言葉がけ
3. 罰を与える・乱暴な関わり
4. 子ども一人一人の育ちや家庭環境への配慮に欠ける関わり
5. 差別的な関わり

（引用）厚生労働省「不適切な保育の未然防止及び発生時の対応についての手引き」



市内園の位置図



令和 7 年度
幼稚園・こども園（1号認定）
施設情報

現段階での予定のため、今後変更となる場合があります。

掲載の内容については、各施設へお問い合わせください。

令和 7 年度のクラス年齢は、次のとおりです（年度途中入園の場合も同様）。

クラス年齢	生年月日
満 3 歳児クラス	令和 4 年 4 月 2 日～令和 5 年 4 月 1 日
3 歳児クラス	令和 3 年 4 月 2 日～令和 4 年 4 月 1 日
4 歳児クラス	令和 2 年 4 月 2 日～令和 3 年 4 月 1 日
5 歳児クラス	平成 31 年 4 月 2 日～令和 2 年 4 月 1 日

(令和6年10月現在)

公立	浅口市立金光幼稚園	所在地	浅口市金光町占見新田288-1
		TEL	0865-42-3016
		FAX	0865-42-3016

1 幼稚園の名称等

名称	浅口市立金光幼稚園	設置年月日	平成18年3月21日
設置主体	浅口市	施設長名	園長 小野 力矢

2 教育目標

- 元気でがんばる子ども
- 友達と仲よく遊び、思いやりのある子ども
- のびのびと表現する子ども

3 重点目標

- 幼児一人一人の個性を尊重しながら、友達との関わりを大切にする。
- いろいろな感情体験を通して、豊かな心情や創造性の芽生えを培い、主体的に取り組むための環境や援助の工夫に努める。
- 家庭との連携を図りながら、幼児理解を深め、基本的な生活習慣の確立や自主的な態度を育てる。
- 「園小架け橋カリキュラムあさくち」を基に、幼小の交流の一層の促進を図る。

4 利用定員・職員数

認可定員	190人		職員数	園長(兼務)	1人	生活支援員	3人
利用定員	3歳児クラス	60人		園長補佐	1人	生活支援員兼 預かり保育支援員	2人
	4歳児クラス	60人		教諭	3人	預かり保育支援員	3人
	5歳児クラス	70人					

5 開園時間・休園日

午後保育	8:30 ~ 14:00 (給食・弁当がある日)	午前保育	8:30 ~ 11:50 (給食・弁当がない日)
休園日	土曜・日曜・祝日・学年始休業日(4月1日~4月7日)・夏季休業日(7月20日~8月31日) 冬季休業日(12月25日~1月7日)・学年末休業日(3月22日~3月31日) 運動会振替・休日参観日振替(各年1回)		

6 保育料他

保育料	一律0円	給食費	1食280円
教材費	月400円	肝油代	年間1,000円
PTA会費	月300円	日本スポーツ 振興センター	年間200円
入園時用品代	約18,000円(制服・通園カバン 等)		

7 給食

午後保育	完全給食(年間145回程度 主食・副食ともに提供)・弁当(年間8回程度)
午前保育	無

8 入園に際して

見学	オープンデー(0歳児~3歳児)年間8回程度
説明会	新入園児連絡会 2月実施
購入が必要なもの	制服、通園カバン、帽子、出席ノート、氏名印、連絡帳、製作用具 等
家庭で用意するもの	歯ブラシ、上靴、手提げ袋、傘 等

9 その他イベント等の特色

一学期	入園式、親子交通教室、春の遠足、夏祭り、七夕会、祖父母参観日 等
二学期	お月見会、運動会、いもパーティー、生活発表会、もちつき会 等
三学期	参観日、小学生との交流会、豆まき会、ひな祭り会、卒業式 等
毎月	避難訓練、リトミック教室、英語教育(毎週1回) 等

(令和6年10月現在)

公立	浅口市立鴨方東幼稚園	所在地	浅口市鴨方町鴨方141番地
		TEL	0865-44-3435
		FAX	0865-44-3435

1 幼稚園の名称等

名称	浅口市立鴨方東幼稚園	設置年月日	平成18年3月21日
設置主体	浅口市	施設長名	園長 原 直秀

2 教育目標

やってみようがいっぱいの鴨方東幼稚園

・げんきな子ども ・やさしい子ども ・がんばる子ども

3 重点目標

- ・基本的な生活習慣の自立を図り、心身ともに健康で安全な生活をしようとする態度を育てる。
- ・身近な人々や自然との触れ合いの中で、感動体験を重ね、豊かな心情や創造性の芽生えを培う。
- ・異年齢との関わりを通して、思いやりの気持ちを育て、主体的に関わることができる環境の工夫に努める。
- ・家庭や地域社会との連携を図りながら、一人一人に応じた指導に努める。

4 利用定員・職員数

認可定員	130人		職員数	園長(兼務)	1人	生活支援員	1人
利用定員	3歳児クラス	30人		園長補佐	1人	生活支援員兼 預かり保育支援員	2人
	4歳児クラス	30人		教諭	3人	預かり保育支援員	2人
	5歳児クラス	70人					

5 開園時間・休園日

午後保育	8:30 ~ 14:00 (給食・弁当がある日)	午前保育	8:30 ~ 11:50 (給食・弁当がない日)
休園日	土曜・日曜・祝日・学年始休業日(4月1日~4月7日)・夏季休業日(7月20日~8月31日) 冬季休業日(12月25日~1月7日)・学年末休業日(3月22日~3月31日) 運動会振替休業日		

6 保育料他

保育料	一律0円	給食費	1食280円
教材費	月500円	幼児交通安全 クラブ	年間240円
PTA会費	年間4,500円(おやつ代含む)	日本スポーツ 振興センター	年間200円
入園時用品代	約18,000円(制服・通園カバン等)		

7 給食

午後保育	完全給食(年間140回程度 主食・副食ともに提供)・弁当(年間8回程度)
午前保育	無

8 入園に際して

見学	未就園児交流会(園庭開放)年間10回程度、見学は随時受付
説明会	入園連絡会(2月)
購入が必要なもの	制服、通園カバン、名札、帽子、出席ノート、氏名印、製作用品等
家庭で用意するもの	コップ、歯ブラシ、上靴袋、手提げ袋、傘等

9 その他イベント等の特色

園内	ALT英語遊び(週1回)、季節の行事等
参観日	学級懇談、親子交通安全教室等
小学校との交流	田植え・脱穀・稲刈り(5年生)、交流会(1年生・5歳児)
保育園との交流	交流保育(5歳児)、合同避難訓練
地域との交流	園外保育(チューリップ畑、かもがた町家公園、田植え) 絵本の読み聞かせの会(鴨方図書館・虹の会)、かもっこ童謡クラブ、風の子
専門機関	こども体育遊び(SEB幼児体育年間18回)

(令和6年10月現在)

公立	浅口市立鴨方西幼稚園	所在地	浅口市鴨方町小坂東2207番地
		TEL	0865-44-3650
		FAX	0865-44-3650

1 幼稚園の名称等

名称	浅口市立鴨方西幼稚園	設置年月日	平成18年3月21日
設置主体	浅口市	施設長名	園長 三浦 嘉子

2 教育目標

心身ともに健康で明るくたくましい子どもを育てる。

- ・明るく元気な子ども
- ・思いやりのあるやさしい子ども
- ・最後までがんばる子ども

3 重点目標

- ・家庭との連携を密にして基本的な生活習慣の定着を図り、健康で安全な生活をしようとする態度を育てる。
- ・人や自然との触れ合いを通して、豊かな心情を育てる。
- ・一人一人の幼児の心の育ちを把握し、身近な環境に主体的に関わろうとする意欲を育てる。

4 利用定員・職員数

認可定員	130人		職員数	園長(兼務)	1人	生活支援員兼 預かり保育支援員	2人
利用定員	3歳児クラス	30人		主任教諭	1人	預かり保育支援員	2人
	4歳児クラス	30人		教諭	2人		
	5歳児クラス	70人					

5 開園時間・休園日

午後保育	8:30 ~ 14:00 (給食・弁当がある日)	午前保育	8:30 ~ 11:50 (給食・弁当がない日)
休園日	土曜・日曜・祝日・学年始休業日(4月1日~4月7日)・夏季休業日(7月19日~8月31日) 冬期休業日(12月25日~1月7日)・学年末休業日(3月21日~3月31日) 運動会振替休業日		

6 保育料他

保育料	一律0円	給食費	1食280円
		幼児交通安全 クラブ	会費なし(0円)
教材費	月700円	日本スポーツ 振興センター	年間200円
PTA会費	月200円	入園時用品代	約13,000円(制服・通園カバン 等)

7 給食

午後保育	完全給食(年間140回程度 主食・副食ともに提供)・弁当(年間8回程度)
午前保育	無

8 入園に際して

見学	未就園児交流会(年間9回程度)、園庭開放(年間9回程度) 随時見学自由(連絡を入れて来園)
説明会	入園連絡会 2月実施
購入が必要なもの	制服、通園カバン、名札、帽子、出席ノート、氏名印、製作用具 等
家庭で用意するもの	コップ、歯ブラシ、上靴袋、手提げ袋、傘 等

9 その他イベント等の特色

季節に応じた行事	こどもの日、七夕まつり、お月見会、芋ほり・クリスマス会、節分、ひな祭り会 等
その他の行事	誕生祝い会、絵本読み聞かせの会、秋のバス遠足、お別れ遠足 等
その他	運動遊び(年間10回:専門講師)、あさくち教育週間(園開放有) 小学校との交流会(年間10回程度:虫取り、秋祭り、一日入学、一緒に遊ぶ 等) 地域との交流(流しそうめん体験、しめ縄作り体験、園外保育、水辺の楽校、神社 等)
豊かな地域の資源(自然や人)を生かして、子どもたちが「たのしい うれしい やってみたい!」と 心を動かせることにたくさん出会える経験の場を大切にしています。	

(令和6年10月現在)

公立	浅口市立六条院こども園	所在地	浅口市鴨方町六条院中2072番地
		TEL	0865-44-2376
		FAX	0865-44-2376

1 施設の名称等

名称	浅口市立六条院こども園	設置年月日	平成29年4月1日
設置主体	浅口市	施設長名	園長 小田 美津子

2 教育目標

心豊かでたくましく生きようとする子どもを育てる

1)元氣な子ども 2)がんばる子ども 3)仲よく遊ぶ子ども

3 重点目標

- ・身近な人や自然、ものとの関わりを大切に、様々な体験を通して豊かな感性や心情を育む。
- ・夢中になって遊んだり、主体的に活動を展開したりするための環境の工夫や援助に努める。
- ・特別支援教育の体制の継続を進め、子ども一人一人の発達や特性に応じた子どもに寄り添った指導に努める。
- ・家庭、地域、異校種との連携を推進し、豊かな育ちと学びに努める。

4 利用定員・職員数

認可定員	165人		職員数	園長	1人	生活支援員	8人
利用定員(1号)	3歳児	25人		副園長	1人	預かり保育支援員	1人
	4歳児	30人		保育教諭	8人		
	5歳児	30人					
利用定員(2号)	3～5歳児	80人		人数には、2号認定担当職員を含みます。			

5 開園時間・休園日

午後保育	9:00 ～ 14:00 (給食・弁当がある日)	午前保育	9:00 ～ 11:50 (給食・弁当がない日)
休園日	土曜・日曜・祝日・学年始休業日(4月1日～4月7日)・夏季休業日(7月20日～8月31日) 冬季休業日(12月25日～1月7日)・学年末休業日(3月22日～3月31日) 運動会振替・生活発表会振替・休日参観日振替(各年1回)		

6 保育料他

保育料	一律0円	給食費	1食280円
PTA会費	月250円	保育教材費	月300円
入園時用品代	約16,000円(制服・通園カバン等)	日本スポーツ振興センター	年間200円

7 給食

午後保育	完全給食(年間140回程度 主食・副食ともに提供)・弁当(年間6回程度)
午前保育	無

8 入園に際して

見学	未就園児交流会 年間11回
説明会	新入園児入園連絡会 2月実施
購入が必要なもの	制服(Vネック紺セーター、運動服、半ズボン)、通園カバン、色帽子 出席ノート、氏名印、製作用具 等
家庭で用意するもの	タオル、コップ、歯ブラシ、手提げ袋、上靴袋、着替え、傘 等

9 その他イベント等の特色

一学期	入園式、参観日、夏祭り、小学校1年生との交流、園庭開放(月1回程度) 等
二学期	運動会、生活発表会、参観日、もちつき会、小学校5年生との交流、園庭開放(月1回程度) 等
三学期	参観日、卒園式、園庭開放(月1回程度) 等
毎月	身体測定、誕生祝い会、避難訓練、英語教室(週1回)、体育遊び(月1回程度) 等

(令和6年10月現在)

公 立	浅口市立寄島こども園	所在地	浅口市寄島町16089番地4
		TEL	0865-54-3925
		FAX	0865-54-3955

1 施設の名称等

名称	浅口市立寄島こども園	設置年月日	平成28年4月1日
設置主体	浅口市	施設長名	園長 石田 満彦

2 教育・保育目標

心身ともに健康で、心豊かな子どもの育成
健康で明るい子ども 友達と仲良く遊ぶ子ども やさしく思いやりのある子ども 最後まで頑張る子ども

3 指導の重点

- ・一人一人の発達の過程や生活リズムを考慮し、健康で安全な生活しようとする態度を育てる。
- ・家庭との連携を図りながら、子どもの理解を深め、個々に応じた指導に努める。
- ・身近な自然や人とのかかわりを通して、さまざまな感動体験をする中で、やさしく思いやりのある子どもを育てる。
- ・いろいろなことに意欲的に取り組み頑張ろうとする子どもを育てる。

4 利用定員・職員数

認可定員	142人		職員数	園長	1人	調理員	6人
利用定員 (1号)	3歳児	15人		副園長	1人	事務員	1人
	4歳児	15人		保育教諭	15人	生活支援員	6人
	5歳児	15人		管理栄養士	1人	預かり保育支援員	2人
利用定員(2・3号)	0～5歳児	97人		人数には、2・3号認定担当職員を含みます。			

5 開園時間・休園日

午後保育	9:00 ～ 14:00 (給食・弁当がある日)	午前保育	9:00 ～ 11:50 (給食・弁当がない日)
休園日	土曜・日曜・祝日・学年始休業日(4月1日～4月7日)・夏季休業日(7月20日～8月31日) 冬季休業日(12月25日～1月7日)・学年末休業日(3月22日～3月31日) 運動会振替・生活発表会振替など		

6 保育料他

保育料	一律0円	給食費	1食280円
PTA会費	月400円	幼児交通安全クラブ	年間300円
保育教材費	月300円	日本スポーツ振興センター	年間200円
入園時用品代	約15,000円(制服・通園カバンなど)		

7 給食

通常保育	完全給食(年間140回程度 主食・副食ともに提供)・弁当(年間3回程度)
午前保育	無

8 入園に際して

見学	随時(来園前に連絡をください)
説明会	新入園児入園連絡会 2月実施
購入が必要なもの	制服(体操服、体操ズボン、園児服)、カラー帽子、カバン、出席ノート、教育用具 等
家庭で用意するもの	タオル、コップ、歯ブラシ、着替え、通園バック、マスク、マスク袋、シューズ袋 等

9 その他イベント等の特色

一学期	入園式、春の遠足、親子交通教室、高齢者との交通教室、収穫祭、プール遊び、夏祭り 等
二学期	運動会、バス遠足、小学生・中学生と合同避難訓練、芋ほり、焼いもパーティ、生活発表会 等
三学期	とんどまつり、参観日、お別れ遠足、卒園式 等

(令和6年10月現在)

私 立	学校法人 金光学園 金光学園こども園	所在地	浅口市金光町大谷499番地1
		TEL・FAX	0865-42-2107
		ホームページ	http://kids-kg.jp/

1 施設の名称等

名称	金光学園こども園	設置年月日	平成28年4月1日
設置主体	学校法人金光学園	施設長名	園長 佐藤 元子

2 教育目標

金光教祖の教えに基づき、一人ひとりの子どもがその子にふさわしく成長していくことを大切にする教育・保育を行います。

- ・心身共にたくましい子ども(げんきな子)
- ・情緒豊かで思いやりのある子ども(やさしい子)
- ・意欲を持って最後までやり遂げる子ども(がんばる子)

3 重点目標

「あ・い・う・え・お」教育	「あ」…あいさつのできる子	「え」…えがおのすてきな子
	「い」…いつもげんきな子	「お」…おもいやりのある子
	「う」…うつくしいこころの子	

4 利用定員・職員数

認可定員		130人	職員数	園長	1人	栄養士	1人
利用定員(1号)	満3歳児	12人		主任教諭	2人	調理員	5人
	3歳児	16人		保育教諭(バート含む)	23人	用務職員	1人
	4歳児	16人		保育支援員	3人	事務職員	1人
	5歳児	16人					
	利用定員(2・3号)	0～5歳児		人数には、2・3号認定担当職員を含みます。			

5 基本的な保育時間・休園日

基本的な 保育時間	学期中の平日8:30～14:00
	学期中の平日の基本的な保育時間の前後及び土曜日、夏休み・冬休み・春休みは、8:00～18:00の間、一時預かり保育により在園可能
休園日	土曜・日曜・祝日・夏休み・冬休み・春休み ※夏休み・冬休み・春休みの期日は、未定。

6 保育料他

保育料	一律0円	概算納入金	月額3,000円
施設設備費	月額3,000円	その他	PTA会費・絵本代・行事費等は、概算納入金で実費精算します。
給食費	月額4,200円		

7 給食

完全給食(主食・副食共に提供) 年2回、遠足の際にお弁当をご用意いただきます。

8 入園に際して

見学	電話による事前予約により、随時可能
園庭開放	地域開放日として、毎週土曜日9:00～11:30
購入が必要なもの	制服代と教材費を含めて30,000円程度 ※年齢によって、購入品に違いがあるため金額は目安です。
用意するもの	着替え、手拭きタオル、コップ、上履き等

9 その他イベント等の特色

毎月	金光教本部への参拝、誕生会、避難訓練、金光図書館おはなし会
一学期	交通安全教室、こどもの日を祝う会、親子遠足、創立記念式、虫歯予防教室、七夕まつりの会
二学期	祖父母参観日、運動会、遠足、いもほり、焼いもパーティ、火災予防の会、人形劇観劇会、発表会、餅つき
三学期	競開き、ぜんざいパーティ、音楽発表会、節分・豆まき、新入園児一日入園、ひなまつり

(令和6年10月現在)

私 立	社会福祉法人 松園福祉会 浅口はちまん認定こども園	所在地	浅口市鴨方町鴨方1540番地1	
		TEL	0865-54-0200	FAX 0865-54-0201
		URL	http://hachiman-h.jp/	

1 施設の名称等

名称	浅口はちまん認定こども園	設置年月日	平成29年4月1日
設置主体	社会福祉法人松園福祉会	施設長名	園長 丸野 由美子

2 教育目標

「和顔心」を基本姿勢とし、元気で明るくやさしい心をもった子どもを育てる。

- ◆みんなと仲良く遊ぶ子ども ◆思いやりのあるやさしい心をもった子ども ◆がまん強くがんばる子ども
◆物事に興味をもち、考えて創り出す子ども ◆思った事をはっきり話し、人の話をよく聞く子ども
◆好き嫌いをせずに何でも食べる元気な子ども

3 重点目標

- ・友達や身近な人や地域の人との関わりを深め思いやりのある優しい心を育てる
・意欲を持って様々な活動に取り組み、がまん強くがんばる力を身につけ、自主性・社会性を育てる
・保護者と一緒に子どもの成長を喜び合いながら育てる

4 利用定員・職員数

認可定員	90人		職員数	園長	1人	管理栄養士	2人
利用定員 (1号)	満3歳児	2人		主幹保育教諭	1人	栄養士	0人
	3歳児	3人		保育教諭 (パート含む)	21人	事務職員	1人
	4歳児	4人				保育補助	2人
	5歳児	4人				人数には、2・3号認定担当職員を含みます。	
利用定員(2・3号)	0～5歳児	77人					

5 利用時間・休園日

利用時間	平日	8:30～14:00(年齢により多少違いがあります。)
休園日	土曜日・日曜日・祝日・夏季休業(8月10日～8月31日)・冬季休業(12月25日～1月7日)・春季休業(3月25日～4月7日)	

6 保育料他

保育料	一律0円	給食費	月額4,500円
保護者会費	300円/月	その他	絵本代、写真購入代等
施設整備及び 教育充実費	2,500円/月		

7 給食

完全給食(主食・副食共に提供)
自園調理(独自献立)

8 入園に際して

施設見学	随時見学可(事前に電話連絡をしてください。)
園庭開放	月2回(平日・土曜日) 9:30～11:00
購入が必要なもの	制服、通園カバン、教材等(30,000円程度) ※年齢によって購入物品が異なる場合があります。
用意するもの	着替え、手拭きタオル、コップ 等

9 その他イベント等の特色

子どもたちの可能性、人間性を広げていければと様々な「まなび」(音楽・体育・硬筆・英語・生け花など)を教育・保育に取り入れています。

(令和6年10月現在)

私 立	社会福祉法人 聖華会 聖華こども園	所在地	浅口市鴨方町六条院中2347番地1	
		TEL	0865-45-8400	FAX 0865-45-8401
		URL	http://www.kcv.ne.jp/~seika_ps/index.html	

1 施設の名称等

名称	聖華こども園	設置年月日	平成30年4月1日
設置主体	社会福祉法人 聖華会	施設長名	園長 妹尾 華子

2 教育目標

仏教保育を基本とし、人間性の根本である情緒を豊かに深く育てるとともに、保護者に対する子育て支援を行う。

3 重点目標

- ①思いやりのある子ども ②きちんとした生活のできる子ども ③辛抱強い子ども
④創造に向かって努力できる子ども ⑤落ち着いて考えることのできる子ども
⑥豊かな知性と感性のある子ども

4 利用定員・職員数(予定)

認可定員	77人		職員数	園長	1人	栄養士・調理員	2人以上
利用定員(1号)	満3歳児	2人		副園長・主幹	1人以上	事務職員	1人以上
	3歳児	2人		保育教諭 (パート含む)	9人以上	支援員	1人以上
	4歳児	2人				※変動あり	
	5歳児	1人					
利用定員(2・3号)	0～5歳児	70人					

5 利用時間・休園日

開園時間	平日	8:30～14:00(行事等により多少違いがあります。)
休園日	土曜・日曜・祝日・創立記念日(5月13日)・学年始休業(4月1日～4月7日)・夏季休業(7月21日～8月31日)・年末年始休業(12月22日～1月7日)・春季休業(3月24日～3月31日)・行事等の振替 ※曜日より変動あり	

6 保育料他

保育料	一律0円	給食費	月額4,700円
保護者会費	なし		
施設設備費及び 教育充実費	月2,000円	その他	日本スポーツ振興センター、写真購入費、 園外保育代(交通費)等
入園時用品代	約30,000円から		

7 給食

自園調理、完全給食(主食・副食共に提供)
お弁当(園外保育のため年4回程度)

8 入園に際して

施設見学	随時可能(電話にて事前予約要)
園庭開放	開放日:月2～3回(木曜日) 開放時間 9:30～12:00
購入が必要なもの	制服、通園カバン、帽子、連絡帳等 ※年齢によって、購入物品が異なります。
用意するもの	着替え、ハンカチ、ティッシュ、コップ、歯ブラシ等

9 その他イベント等の特色

一学期	入園式、花まつり、遠足、参観日、海の学習 等
二学期	運動会、七五三詣り、参観日、成道会、遠足 等
三学期	鏡開き、吉祥会、発表会、涅槃会、卒園参拝、遠足 等

各種様式記入例

も園 申込提出書類チェックシート

記入例

必要書類を確認し、保護者(父・母・祖父母)チェック欄に☑のうえ、本紙を申込書に添付し、提出してください。

※2人以上の児童が申込む場合、次の③・④の書類は一世帯につき1部で構いません。この場合、③・④の書類は最年少の児童の利用申込書に添付してください。

児童名	あさくち はなこ 浅口 花子
第1希望施設名	●●● 幼稚園 こども園

申込み期間中に入園を希望する園に提出してください

	保護者	園	市
① 入園願	☒	☐	☐
② 教育・保育給付認定(現況)申請書兼利用申込書	☒	☐	☐
③ 家庭状況確認書	☒	☐	☐
④ 個人番号(マイナンバー)申告書 ※封筒に入れて提出してください。	☒	☐	☐
⑤ 申込提出書類チェックシート(本紙)	☒	☐	☐
⑥ 食物アレルギーの状況調査票(公立幼稚園・こども園の入園者のみ)	☒	☐	☐

【以下は、該当者のみ提出してください。】

給食費の免除を決定するための書類

○令和6年1月1日時点、住民票が浅口市にない方(転入者)
(利用希望月が4月～8月の場合)

	保護者	園	市
令和6年1月1日時点の住所を記載してください。 ()			
マイナンバー申告書の提出がない場合は、令和6年度市町村民税課税証明書	父 ☐ 母 ☐	☐	☐
国外からの転入の場合、令和5年中の海外での所得がわかる書類	父 ☐ 母 ☐	☐	☐

○令和7年1月1日時点、住民票が浅口市にない方(転入者)
(利用希望月が9月～3月の場合)

	保護者	園	市
令和7年1月1日時点の住所を記載してください。 ()			
マイナンバー申告書の提出がない場合は、令和7年度市町村民税課税証明書	父 ☐ 母 ☐	☐	☐
国外からの転入の場合、令和6年中の海外での所得がわかる書類	父 ☐ 母 ☐	☐	☐

※浅口市に住民票があり給与収入がある方のうち未申告の方は、申告を行った上で、その旨を申し出てください。

様式第1号(第3条関係)		記入例(1号認定用)		(表面)	
教育・保育給付認定(現況)申請書兼利用申込書 (施設型給付費・地域型保育給付費等)		☒ 新規 ☐ 継続 ☐ 転園			
浅口市教育委員会 様					
次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費等に係る教育・保育給付認定を申請します。			申請日	R6年10月1日	
申請児童	氏名(フリガナ)		生年月日		性別
	アサクチ ハナコ		R*年 *月 *日生		男・ ☒
	浅口 花子				
保護者	氏名(フリガナ)		住所		
	アサクチ タロウ		〒 719-0243		
	浅口 太郎		浅口市鴨方町鴨方〇〇〇〇番地		
	(連絡先) ※連絡が付きやすい順にご記入ください				
①090-△△△△-□□□□		父携帯 父勤務先 自宅・その他()	②090-△△△△-〇〇□□	父携帯 母勤務先 ()	母携帯 母勤務先 ()
認定者番号	※既に教育・保育給付認定を受けている場合は、その番号を記入してください。				
保育の希望の有無(※)	有	保護者の労働又は疾病等の理由(幼稚園等と併願の場合を含む)			
	☒	幼稚園等の利用を希望する場合			
(※)・「保育所等」とは、保育所、認定こども園(保育部分)、保育をいいます。(以下同じ)。 ・「幼稚園等」とは、幼稚園及び認定こども園(教育部分)をいいます。 ・「有」を○で囲んだ場合は①～⑥に、「無」を○で囲んだ場合は①、②及び⑥ ・支給認定証の記載事項を記載 ①世帯の状況 住民票上の世帯に関わらず、同居者全員を記入してください。 入園希望日までに浅口市に転入予定の方は、現住所を記入してください。転入後の住所が決まっている場合は、浅口市の住所も併せて記入してください。 (例) 倉敷市△△△〇〇〇〇番地 浅口市鴨方町鴨方〇〇〇〇番地(3月中転入予定) 単身赴任等により、父又は母が児童と別居している場合は、備考欄へ別居先の住所を記入してください。					
区分	(フリガナ)氏名	続柄	生年月日	現在の年齢	学校名等
児童の世帯員	浅口 太郎	父	S**年 *月 *日	35	会社員
	浅口 花子	母	H**年 *月 *日	33	パート
	浅口 花子	本人	R**年 *月 *日	3	
	浅口 太郎	弟	R**年 *月 *日	1	〇〇保育園
	浅口 幸子	祖母	S**年 *月 *日	63	
生活保護の適用の有無		適用なし・適用あり()年			
家庭の状況		ひとり親家庭・在宅障害者・			
②利用を希望する期間、希望する施設(事業者)名					
利用を希望する期間		R7年 4月 1日 ☒ 就学前まで ☐ 年 月 日まで(必要な期間を記入)			
利用を希望する施設(事業者)名※		施設(事業者)名・希望理由			
		第1希望	☐ 幼稚園 (希望理由) 自宅から近い		
		第2希望	☒ △△こども園 (希望理由) 祖父母宅から近い		
		第3希望	(希望理由)		
		第4希望	(希望理由)		
		第5希望	(希望理由)		
※希望施設等は、実際に入園・入所し通うことができる範囲でご記入ください。利用申込みが保育所等の受入れ可能な人数を超えた場合には、ご記入いただいた範囲内で利用調整を行います。					

③保育の利用を必要とする理由等

(裏面)

※保護者の労働又は疾病等の理由により保育所等において保育の利用を希望する場合に記入してください。

続柄	必要とする理由	
保育の利用を必要とする理由	☐ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・負傷・障害 ☐ 介護・看護 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学・職業訓練 ☐ 虐待・DV ☐ 育児休業 ☐ その他()	
	☐ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・負傷・障害 ☐ 介護・看護 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学・職業訓練 ☐ 虐待・DV ☐ 育児休業 ☐ その他()	
希望する利用時間	利用曜日 (○を付けてください) 月・火・水・木・金・土・日	利用時間 時から 時まで
希望する利用区分	☐ 保育短時間利用(1日最大8時間までの利用) ☐ 保育標準時間利用(1日最大11時間までの利用)	

④申請児童の健康状況等

障害者手帳の有無	無・有(☐ 身体障害者手帳 ☐ 療育手帳 ☐ 精神障害者保健福祉手帳)	
アレルギー	無・有(☐ 卵 ☐ 牛乳 ☐ 小麦 ☐ その他()	
受診済みの健康診査	☐ 3か月 ☐ 1歳6か月 ☐ 3歳 ☐ その他(歳 か) 健診での指導事項 ☐ 無 ☐ 有()	
入院の有無	☐ 無 ☐ 有(病名等:)	
通院・通所等の有無	☐ 無 ☐ 有 (病名・診断名等:) 通院・通所頻度()	

お子様の状況を詳しく記入してください。

⑤兄弟姉妹で2人以上の利用申込みをしている方は、①～③のうち希望するものを選んでください。

☐ ①全員が同じ月に利用できるのであれば、別々の保育所等でも希望する
☐ ②全員が同じ月に、同じ保育所等を利用できなければ、同時に利用できるまで空きを待つ
☐ ③1人だけ利用できる場合でも、利用を希望する。(下記ア～エを選択してください。)
ア 年長の児童が利用できる場合は、1人でも利用を希望 イ 年少の児童が利用できる場合は1人でも利用を希望 ウ どちらの場合でも利用を希望 エ その他の希望()

⑥個人情報等の提供に関する署名欄

1 市が施設型給付・地域型保育給付の教育・保育給付認定に際して、子ども・子育て支援法第16条の規定に基づき、申請者(同一世帯者を含む。)の市町村民税課税状況並びに所得状況及び世帯情報等の利用料の算定に必要な情報を閲覧すること。また、その情報に基づき決定した利用者負担額について、利用施設に対して提示すること。 2 申請書等に記載した事項について、利用調整又は教育・保育の運営に必要と認められる場合に、施設・事業者を提供すること。 3 教育・保育給付認定について、4月に利用開始の場合は、認定事務が集中し審査等に日時を要するため、利用の可否のお知らせ等とあわせて教育・保育給付認定に係る通知を送付すること。 4 申請内容が事実と相違した場合は、教育・保育給付認定を取り消す場合があること。 以上のことに同意の上、申請します。		保護者氏名 浅口 太郎
---	--	--------------------

*市記載欄	受付年月日	年 月 日
可・否 (否とする理由)	認定区分等	☐ 2号 ☐ 3号 ☐ 標 ☐ 短
可・否 (否とする理由)	施設(事業者)名	
*施設記載欄(施設()	年 月 日	
施設(事業者)	()	
利用契約(内定)の有無	有(契約・内定 (年 月 日契約(内定))) ・ 無	

④と⑥は記入が必要です

記入例

【家庭状況確認書】

令和6年10月1日

保護者 住所 浅口市鴨方町鴨方〇〇〇〇番地

氏名 浅口 太郎

電話 090-△△△△-〇〇□□

給食費の免除を決定（確認）する算定資料となります。

なお、入園児童の兄姉・弟妹が別居の場合は、居住状況欄へ住所を記載してください。（大学や就職等により兄姉が児童と別居の場合も記入してください。）記入がない場合、給食費の免除ができない場合があります。

※保護者または養育する子の状況により、別途証明書類等の提出を求める場合があります。

【保護者と生計を一にしている子の状況】

※利用児童も含め、保護者が養育している（生計を一にしている）子を生年月日の順に記入してください。

氏 名	生年月日	園・学校名等	居住状況
		(※申込時点)	(別居の場合は、下段へ住所を記入)
(ふりがな) あさくち はなこ	R*年 *月 *日		(☒ 同居・別居)
浅口 花子			
(ふりがな) あさくち じろう	R*年 *月 *日	〇〇保育園	(☒ 同居・別居)
浅口 次郎			
(ふりがな)	年 月 日		同居・別居
			()
(ふりがな)	年 月 日		同居・別居
			()
(ふりがな)	年 月 日		同居・別居
			()
(ふりがな)	年 月 日		同居・別居
			()

個人番号(マイナンバー)申告書

記入例

浅口市教育委員会 様

令和6年10月1日

施設型給付費・地域型保育給付費等に係る教育・保育給付認定の申請(変更申請)、申請内容の変更の届出、支給認定証の再交付にあたり、個人番号確認書類及び身元確認書類を提示して個人番号を申告します。また、私以外の世帯員については、個人番号及び特定個人情報の取扱い事務について、私が個人番号関係事務実施者として番号確認及び本人確認を行ったうえで、個人番号を申告します。

保護者氏名
(申請者)

浅口 太郎

※教育・保育給付認定(現況)申請書兼利用申込書等の「保護者」欄に記載した保護者を記入してください。

■保護者

氏 名	児童との続柄	生年月日	個人番号(マイナンバー)
あさくち たらう	・父 ・母 ・その他 ()	S**年 *月 *日	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
浅口 太郎			
あさくち よしこ	・父 ・母 ・その他 ()	H**年 *月 *日	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
浅口 良子			

■申込児童

氏 名	生年月日	個人番号(マイナンバー)
あさくち はなこ	R**年 *月 *日	3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3
浅口 花子		
	年 月 日	
	年 月 日	

■その他世帯員 ※その他の世帯員全員(教育・保育給付認定申請書に記載された方全員)について記入してください。

氏 名	児童との続柄	生年月日	個人番号(マイナンバー)
あさくち さちこ	祖母	S**年 *月 *日	4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4
浅口 幸子			
あさくち じろう	弟	R**年 *月 *日	5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5
浅口 次郎			
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	

別居している生計を一にする子どもがいる場合は、その子どもの個人番号も記載してください。

■保護者の代理人(配偶者等)が、窓口提出する場合

当申告書の「保護者氏名(申請者)」欄に記載した保護者以外の方(配偶者、祖父母等)が代理人として申請する場合は、下記委任状に必要事項を記入してください。

委任状

年 月 日

【代理人】

住 所

※窓口に来られる方

氏 名

生年月日

上記の者を代理人として定め、教育・保育給付認定の申請(変更申請)、申請内容の変更の届出、支給認定証の再交付申請及び個人番号(マイナンバー)の申告の権限を委任します。

【保護者】

住 所

※当申告書の「保護者氏名(申請者)」欄に記載した保護者

氏 名

生年月日



<お問い合わせ先>

○教育・保育給付認定、給食費等に関すること

→教育委員会事務局保育未来課(浅口市中央公民館内)へ



【市ホームページ】

○幼稚園・こども園（1号認定）の入園申込や行事、教育内容などに関すること

→各幼稚園・こども園へ